

政令

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二十九号

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の五第一項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二條、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第五条の第二項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十七條第一項、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第二十六條第一項、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十二條の六第四項及び第二十二條の六の二第四項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十九條の三第七項、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第四百七十七條並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九條第一項（同法第六十一條、第六十六條第一項及び第八十三條第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項中「その」を「、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印する」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載する」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。
第十五條及び第二十三條の十一中「第四條第二項及び」を削る。
第二百二十九條の八第一項中「及び第三項」を削り、「及び」を「及び」に改める。

（住居表示に関する法律施行令の一部改正）

第三条 住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。
第二条第一項中「署名し印を押した」を「署名した」に改める。
第三条中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
第二十六條中「署名し、又は記名押印した」を「署名した」に改める。

（公害紛争処理法施行令の一部改正）

第五条 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第一号中「当事者」を「申請人」に改め、同項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所

第五条第二項中「第七号」を「第八号」に、「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に改める。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第六条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項中「ときは、」の下に「総務省令で定めるところにより、」を加え、「記載し、かつ、署名し、又は記名押印した」を「記載した」に改め、同項第三号中「住所」を「氏名又は名称及び住所」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第七条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項中「その」を「、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第八条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。
第七條及び第二十六條中「第四條第二項及び」を削る。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第九条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項及び第三項中「次條第三項」を「次條第二項」に改める。
第四條中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第十八條中「第三項並びに」を削る。

第二十六條第二項中「及び第三項」を削り、「これらの規定」を「第四條第二項」に改める。
別表第二第四條第二項の項を削り、同表第四條第三項の項中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改める。

別表第三第四條第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四條の規定は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽

令和三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の表第八百四十九條第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九條の二第一号

監査役設置会社

監査権限定組合以外の組合

第二十八条第四項の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）	監査権限定組合以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）
--------------	-------------------------------------	---------------------------------------

第二十九条及び第三十条を削り、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条から第三十四条までを二条ずつ繰り上げる。

第二条 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。
第十条中「会社法」の下に「平成十七年法律第八十六号」を加え、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。
第十三条中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十条及び第三十一条」に改め、同条を第十二条とする。

別表第一中「第十二条、第十三条」を「第十条、第十一条」に改める。
別表第二中「第十一条」を「第十条」に改める。
（商店街振興組合法施行令の一部改正）

第三条 商店街振興組合法施行令（昭和三十七年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三百八十六条第一項の項及び第三百八十六条第二項の項並びに同条第二項の表第三百五十三条の項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改める。
第六条中「第五十一条の四」を「第五十一条の六」に改め、同条の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
--------------	---------	--------------

第七條第三項の表第三百八十六条第一項の項及び第三百八十六条第二項の項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条第四項の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）	監査権限定組合以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）
--------------	-------------------------------------	---------------------------------------

第七條第五項の表第三百五十三条の項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改める。

（技術研究組合法施行令の一部改正）

第四条 技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。
第六条の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社	監査権限定組合以外の組合
--------------	---------	--------------

第八條第四項の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）	監査権限定組合以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）
--------------	-------------------------------------	---------------------------------------

第十五条を削る。
第十六条中「会社法」を「会社法第九百三十七条第三項」に、「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「おいては、同項中「各会社の本店」とあるのは、「会社の本店及び組合の主たる事務所」と読み替えるもの」に改め、同条の表を削り、同条を第十五条とし、第十七条を削る。

第十八条中「会社法」を「会社法第九百三十七条第三項」に、「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「おいては、同項中「各会社の本店」とあるのは、「各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び会社の本店」と設立する会社」とあるのは「設立する組合又は会社」と読み替えるもの」に改め、同条の表を削り、同条を第十六条とする。
第十九条の表第八十八条第一項の項中「第十五号」を「第十四号」に改め、同条を第十七条とする。

第二十條の表第八十八條第一項の項中「第二十四條各号」を「前條第二項の登記の申請のいづれかにつき」に、「技術研究組合法」を「技術研究組合法第六十八條において準用する第八十七條第一項の登記の申請について同法」に、「第十五号まで」を「第十四号までのいづれかに掲げる事由があるとき、又は同法第五十五條の会社法第九百一十一條の登記の申請について」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一條の表第八十八條第一項の項中「第二十四條各号」を「前條第二項の登記の申請のいづれかにつき」に、「技術研究組合法」を「技術研究組合法第六十八條において準用する第八十七條第一項の登記の申請について同法」に、「第十五号まで」を「第十四号までのいづれかに掲げる事由があるとき、又は同法第五十五條の会社法第九百一十四條の登記の申請について」に改め、同条を第十九条とする。

附則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中技術研究組合法施行令第十九条から第二十一条までの改正規定 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）
- 二 第一条の規定（中小企業等協同組合法施行令第二十一条及び第二十八条第四項の改正規定を除く）、第二条の規定及び第四条の規定（技術研究組合法施行令第六条及び第八条第四項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く） 会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

- 内閣総理大臣 菅 義偉
- 総務大臣 武田 良太
- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 萩生田光一
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 野上浩太郎
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
- 環境大臣 小泉進次郎